

令和3年4月1日より

B型・C型肝炎ウイルスが原因の

「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、  
治療3月目からの通院治療も助成対象になります。

○助成対象となる主な要件

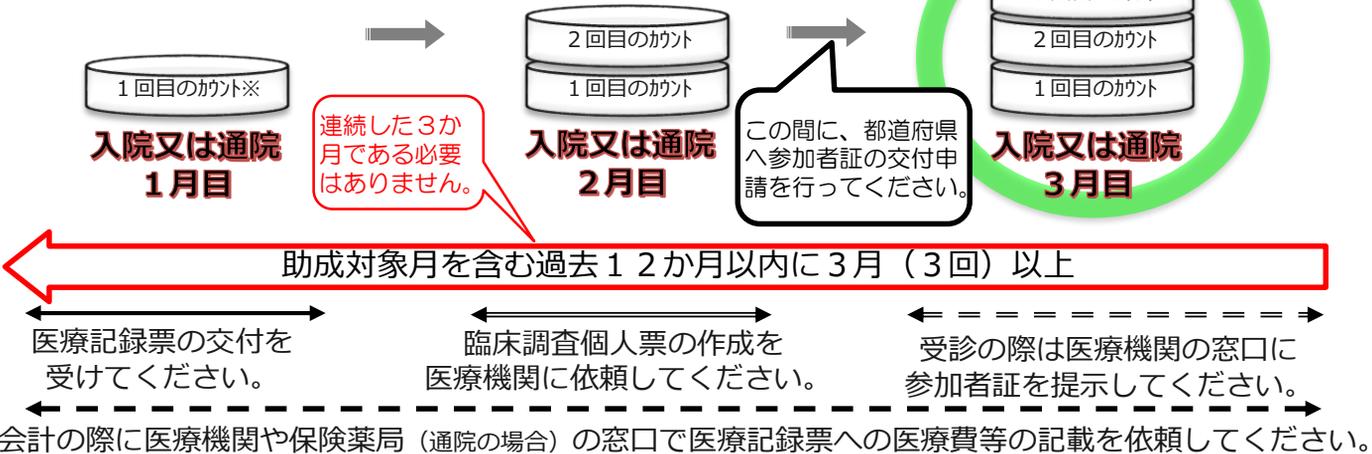
- ・ B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん、または重度肝硬変と診断されている。
- ・ 肝がん・重度肝硬変の入院治療または肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法又は肝動注化学療法に限る）を受けている。
- ・ 上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含め過去1年間で3月以上ある。
- ・ 年収約370万円以下である。

○高療を超える3月日以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円（非課税世帯は自己負担なし。以下同様）となるよう助成します。

※ カウントの方法

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金（1割～3割）が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

医療費の助成！



通院に係る医療費の助成を受けるには北海道への償還請求が必要です。

医療費の助成方法

通院の場合

償還払いで自己負担額が1万円となります。

窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を地域保健課（住所地が札幌市、旭川市、函館市または小樽市の方は最寄りの保健所（札幌市においては保健センター）に対して行ってください。

入院の場合

窓口の自己負担額が1万円となります。

※ 参加者証を窓口で提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を地域保健課（住所地が札幌市、旭川市、函館市または小樽市の方は最寄りの保健所（札幌市においては保健センター）に対して行ってください。

問合せ先

北海道保健福祉部地域保健課難病対策係

011-231-4111(代表)